



国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

令和8年1月9日
独立行政法人国立公文書館

令和7年度アーキビスト認証の実施結果について

国立公文書館では、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日国立公文書館長決定）に基づき、令和2年度からアーキビストの認証を行っております。

この度、令和7年度のアーキビスト認証の実施結果（概要）及び国立公文書館長コメントを、別添のとおり公表します。

本件問合せ先：独立行政法人国立公文書館

統括公文書専門官室 アーキビスト認証担当

電話：03-4360-3174（直通）

Email:ninsho@archives.go.jp

令和7年度 アーキビスト認証の実施結果について

令和8年1月9日（金）



資料 1 鎌田薰国立公文書館長コメント

資料 2 令和 7 年度アーキビスト認証の実施結果（概要）

【参 考】 アーキビスト認証について

令和7年度アーキビスト認証の実施結果について(コメント)

令和8年1月9日

国立公文書館長 鎌田薫

アーキビスト認証は令和2年度の開始から6年目となり、今年度は、令和2年度に認証した認証アーキビストの皆様が最初の認証更新を迎えました。これにより、今年度新たに認証した方と更新した方をあわせて、令和8年1月1日時点で認証アーキビストは349名となりました。さらに、准認証アーキビストは、73名を認定し、全体で249名となっています。我が国におけるアーカイブズの発展を担う重要な人材が着実に増えていることは、大変心強いことです。

今日のアーキビストには、記録管理に係る専門職能として、デジタル技術等も駆使しながら、記録の作成から評価選別、保存、利用、普及に至るまでの全過程を通じた、適正な記録管理の実現に努めることが求められています。皆様一人ひとりが専門職＝プロフェッショナルとしての誇りをもってその仕事に取り組み、更に研鑽を積み、広く国民及び社会に寄与していただくことを期待しています。

今後も、当館では、アーキビスト認証の定着及び質の高い認証アーキビストの輩出を目指し、内閣府、高等教育機関、アーカイブズ関係機関の協力を得つつ、活動を進めてまいります。

全国の公文書館をはじめとするアーカイブズ関係機関の長の皆様におかれましては、引き続き、所属の職員に対する資格取得に向けた積極的な支援、また申請の促進に努めていただくとともに、認証アーキビスト・准認証アーキビストの育成や活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年度アーキビスト認証の実施結果(概要)

(1)新規認証

○全体

申請者数 30名 (男性19名、女性11名)
(1号申請14名、2号申請16名)
認証者数 24名 (男性15名、女性9名)
(1号申請10名、2号申請14名)
認証率 80.0%

○所属別

公文書館 7名 (国立公文書館等3名、地方自治体立公文書館4名)
その他 17名

○世代別 ※申請時(R7.6.30時点)の年齢

20代 2名 30代 7名
40代 9名 50代 1名
60代 5名

平均年齢 44.4歳

年齢幅 26歳～68歳

1号申請：アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程の科目修得又は関係機関の研修修了によって体系的に修得している場合

2号申請：体系的な教育の機会は得られていないものの、十分な実務経験と調査研究実績をもって同等と認められる場合

(2)認証更新

○全体

申請者数	160名
認証更新者数	160名
認証更新率	100.0%

(令和7年度更新対象者)

令和2年度（令和3年1月1日付）認証者

(認証更新の要件)

- (1) 認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること。
- (2) 最近5年間（「更新点数累積期間」という。）において、認証アーキビスト審査規則別表2に定める点数の合計が20点以上を満たしていること。

(3)令和8年1月1日時点の認証アーキビスト 349名

認証アーキビスト名簿（令和8年1月1日現在）

https://www.archives.go.jp/ninsho/download/JCA_list_20260101.pdf

アーキビスト認証について

国立公文書館では、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日、国立公文書館長決定）に基づき、令和2年度からアーキビストの認証を開始することになりました。

○認証アーキビストとは

アーキビスト（Archivist）とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ（Archives）において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々の担当者の考え方や不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

（参考）「認証アーキビストについて」<http://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/index.html>

認証アーキビストの基本的な要件

① 知識・技能

アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能が学べる大学院修士課程の科目を修得、または関係機関の研修を修了。



② 実務経験

評価選別・収集などのアーカイブズに関する実務経験を、原則として3年以上有している。



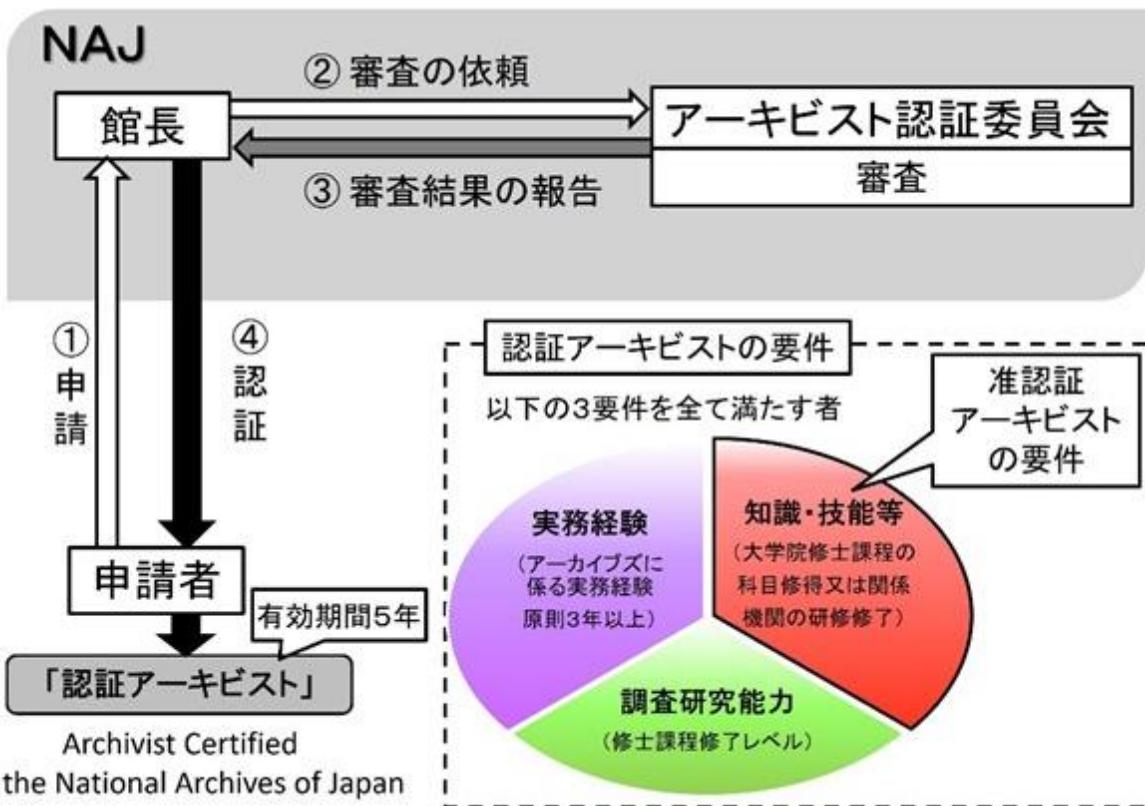
③ 調査研究能力

修士課程修了レベルの調査研究能力を有している。具体的には、修士課程相当を修了し、アーカイブズに係る調査研究実績が1点以上あることが目安。



認証アーキビスト 公文書等の管理を支えるスペシャリスト（国立公文書館ニュース Vol. 22）

○アーキビスト認証の仕組み



○これまでの取組

- | | |
|----------------|---|
| 平成 26 年 | アーキビストの養成に係る検討に着手 |
| 平成 29 年 5 月～ | アーキビストの職務基準に関する検討会議（計 5 回）開催
（～平成 30 年 12 月） |
| 平成 30 年 12 月 | 「アーキビストの職務基準書」の確定 |
| 平成 31 年 3 月～ | アーキビスト認証準備委員会（計 5 回）開催（～令和 2 年 3 月） |
| 令和元年 12 月 | 「アーキビスト認証に関する基本的考え方」の公表 |
| 令和 2 年 6 月 8 日 | アーキビスト認証委員会（第 1 回）開催 |
| 令和 3 年 1 月 1 日 | 第 1 回認証アーキビストの認証 |
| 令和 6 年 4 月 1 日 | 第 1 回准認証アーキビストの認定 |